

総務協議会協議事項

〔 日時 令和8年3月23日(月)
議会運営委員会終了後
場所 第一委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 令和7年度八戸市一般会計補正予算専決処分について
- 2 令和8年度八戸市一般会計補正予算専決処分について
- 3 八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について
- 4 鮫小学校・金浜小学校代表者会議について

令和7年度八戸市一般会計 補正予算専決処分の概要

処分年月日 令和8年3月31日

◎ 一般会計補正予算

1 歳入	550,000千円
(1) 市税	120,000
(2) 地方譲与税・交付金等	130,000
(3) 地方交付税	750,000
(4) 繰入金	△100,000
(5) 市債	△350,000
2 歳出	550,000千円
(1) 職員の退職手当	50,000
(2) 財政調整基金積立金	200,000
(3) 市債管理基金積立金	300,000

※なお、今後、市債の決定等により金額に変動が生じることから、最終的にそれらの状況を見ながら調整を行い、専決処分するものである。

令和8年度八戸市一般会計 補正予算専決処分の概要

処分年月日 令和8年4月1日

令和7年12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする地震等により被害を受けた公共施設等の災害復旧に要する経費について、早急に令和8年度に予算措置を講ずる必要があるため、補正予算の専決処分を行うものである。

◎ 一般会計補正予算

1 歳 出	5 1 5, 2 7 2 千円
(1) 住宅応急修理経費（民生費）	60,000
(2) 公共施設災害復旧費（災害復旧費）	455,272
・ 中学校施設災害復旧費	339,842
・ 総務施設災害復旧費	65,288
・ 小学校施設災害復旧費	32,922
・ 社会教育施設災害復旧費	10,917
・ その他公共施設災害復旧費	6,303
2 歳 入	5 1 5, 2 7 2 千円
(1) 国庫支出金	45,966
(2) 県支出金	60,000
(3) 繰越金	83,006
(4) 市債	326,300

※なお、今後、復旧費の精査により金額等が変動する場合もあり、最終的にそれらの状況を見ながら調整を行い、専決処分するものである。

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

処分予定年月日 令和8年3月31日

1 改正の理由

令和8年度税制改正における地方税法の一部改正によるものである。

2 改正の主な内容

《個人市民税》

- (1) 肉用牛の売却による農業所得について市民税所得割を免除する課税特例の適用期限を3年延長するもの

適用対象 年 度	現 行	改 正 後
	昭和57年度から令和9年度までの 各年度分の個人市民税	昭和57年度から令和12年度までの 各年度分の個人市民税

- (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得[※]について税率を軽減する課税特例の適用期限を3年延長するもの

適用対象 年 度	現 行	改 正 後
	昭和63年度から令和8年度までの 各年度分の個人市民税	昭和63年度から令和11年度までの 各年度分の個人市民税

※ 譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超える土地等の資産を譲渡した場合の所得

《固定資産税》

- (3) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による固定資産税の減額措置について、その減額する割合及び本特例の適用を受けようとする場合の申告手続を定めるもの

対象資産	条例で定める減額割合
利便性等向上改修工事が行われた特別特定建築物 [※] (バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等)	1 / 3

※ 特別特定建築物とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物で、移動等の円滑化が特に必要な施設（劇場、音楽堂、老人ホーム、福祉ホームなど）

《軽自動車税》

- (4) 軽自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を軽自動車税に名称変更するもの

区 分	現 行	改 正 後
	軽自動車税（環境性能割）※ ¹	廃 止
	軽自動車税（種別割）※ ²	軽自動車税

※¹ 環境性能割は、三輪・四輪以上の軽自動車の取得者に対して、取得時に課税する軽自動車税

※² 種別割は、毎年4月1日時点の軽自動車等の所有者に対して、毎年度課税する軽自動車税

- (5) 電気軽自動車及び一定の環境性能基準を満たす天然ガス軽自動車に係る現行のグリーン化特例（軽課）※の適用期限を2年延長するもの

適用対象 車 両	現 行	改 正 後
	<u>令和8年3月31日までに</u> 初回車両番号指定を受けた車両	<u>令和10年3月31日までに</u> 初回車両番号指定を受けた車両

※ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車の税率を軽減する措置として、初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の税率を概ね75%軽減する制度

《その他》

条項ずれ、その他所要の改正を行う。

3 施行期日 令和8年4月1日

鮫小学校・金浜小学校代表者会議について

1 概要

「八戸市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針・検討課題（改定版_R6.3策定）」に基づき、金浜小学校の在り方について検討を進めてきた結果、鮫小学校・金浜小学校代表者会議において、令和9年4月1日に鮫小学校と金浜小学校が統合することについて、両校で合意したものの。

2 鮫小学校・金浜小学校代表者会議について（報告）

(1) 会議概要

- ①日時 : 令和8年3月10日（火） 19時
- ②場所 : 鮫小学校2階 多目的室
- ③出席者 : 鮫小学校及び金浜小学校の保護者・地域・学校関係者各2名（合計12名）

(2) 内容

次の内容を記載した確認書に両校の代表者が署名し、教育長へ提出。

【確認書記載事項】

令和9年4月1日に金浜小学校を鮫小学校に統合する。

統合に当たっての要望事項は次のとおり。

- ・通学に関する支援について
- ・学校施設の活用について
- ・閉校に関する支援について
- ・交流学习の実施について
- ・その他

3 今後の予定

- ・市教育委員会定例会（3/25）で統合の意思決定
- ・八戸市立学校設置条例等の改正（令和8年度）
- ・金浜小学校閉校式典の実施（R9.2）
- ・金浜小学校の児童が鮫小学校で学習する「交流学习」を実施（通年）

参考

1 金浜小学校の現状について

(1)金浜小学校 令和7年度児童数（令和7年5月1日現在）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
児童数	1	0	1	3	0	3	8
学級数	1			1			2

(2)金浜小学校 学区の町内別幼児数（0歳から5歳）：0人

※令和7年5月1日現在／住民基本台帳調べ

(3)統合後の児童の見込数（令和9年4月1日）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特	計
金浜	0	0	1	0	1	3	0	5
鮫	24	28	39	35	42	39	7	214
児童数	24	28	40	35	43	42	7	219
学級数	1	1	2	1	2	2	1	10

※特…特別支援学級

2 金浜小学校の検討の経過について

実施日	実施事項	内容
H28～R3	種差小・大久喜小・金浜小の3校での協議	3校統合に向けた協議を進めてきたが、統合後も複式学級が編成される見込みとなり、方向性を見直し
R6.3	市教育委員会が「八戸市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針及び検討課題（改定版）」を策定	
R6.10.31	保護者対象勉強会	市教委からの説明（改定版の概要、学校の現状） 質疑応答 等
R6.11.1	地域代表対象勉強会	
R7.1.28	保護者及び地域代表との意見交換会	検討のたたき台（統合先案、通学支援案、統合時期の目安）の説明、意見交換
R7.5.28	保護者との意見交換会	統合した場合の中学校の説明、通学支援の説明
R7.7	保護者意見の取りまとめ	P T Aで保護者の意見をまとめる
R7.9.17	保護者との意見交換会	保護者一同の意見として次のとおりまとまる 「R9.4.1 を目途として鮫小学校への統合を前提に検討を進める」
R7.11.19	地域学校連携協議会委員との意見交換会	保護者意見の共有、今後の進め方について
R7.12.18	第1回検討会	統合に向けた具体的事項の検討
R8.1.20	第2回検討会	//
R8.1.25	金浜地区住民説明会	統合に関する検討結果の報告
R8.3.10	鮫小学校・金浜小学校代表者会議	統合について両校で合意し、確認書を提出